

はじめに、当社の全般的な考え方を述べさせていただきます。

ユニバーサルサービス制度は、通信の自由化の進展・公正競争の活性化を前提とした地域サービスの維持制度のため、競争中立性も重要なテーマであると考えております。

事業者のインセンティブを損なわないよう、また独占回帰とならないよう、現在の特定事業者への補てん制度から、競争中立性を保つオープンな補てん制度への変更について検討が必要です。

また、「光の道実」構想の実現に向けての過渡期である現在は、メタルと光アクセスの2重投資の回避などにより結果的に国民負担を最小にすることが必須事項と考えます。

国民負担の最小化のためには、NTT 東西は補てんを受ける事業者の責任としてマイグレーションの時期及び方法を明確に提示し、確実に実行することが必要であると考えます。

以上により、「光の道」構想の実現のためにも「競争中立性」と「負担の最小限化」を前提とし、意見を述べさせていただきます。

1. 第3章第1節 基礎的電気通信役務に関する規制の適用範囲

基礎的電気通信役務の対象は技術中立性の観点から便益性を考慮し全 0ABJ-IP 電話を対象とすべきと考えます。

この場合、基礎的電気通信役務の規制(例えば約款の届出義務など)については廃止など大幅に緩和すると同時に、補てんを受ける適格電気通信事業者はその義務として会計等の一層の峻別化を行うことが必要と考えます。

2. 第4章 補てんの在り方 第1節 補てんの要否

光 IP 電話の補てんについて現行は不必要である見解に賛成します。また、今後備え算定方式等検討を開始することに賛同するとともに早期の検討開始をお願いします。

3. 第4章 補てんの在り方 第2節 IP 補正の要否

現行の光 IP 補正について、光 IP 電話の移行は進んでいるため、移行のインセンティブを高めると共に国民負担の最小限化のためにも早々なる補正の廃止をお願いします。

4. 第6章「光の道」構想の実現後を見据えたその他の課題

NTTの電話の維持・確保から、多様な事業者によるサービスの提供を前提とした「ブロードバンド」の維持・確保への制度転換の考え方について賛成いたします。

なお、ブロードバンドサービスについての適用ですが、現行制度と類似の運用補てんスキームが必要であると考えます。

「光の道」構想では、未整備の約 10%の基盤整備方法について検討が行われておりますが、その中には運用補てんが必要な不採算地域が含まれています。

当社は、ここでは公設民営等での基盤整備を提案し、民間企業が地域ごとに自由に参入できる形態を主張していますが、「多様な事業者によるサービスの提供を前提とした制度転換」は公正競争の活性化に加え、地域の活性化のためにも最も重要な事項と考えます。

対して、現制度では特定事業者のみの補てんが行われており、このままでは公正な競争環境を歪めかねないと考えます。

例えば、地域をまたがる大手事業者が、採算が取れる地域と取れない地域間の利益補てんを行うことは、競合事業者ばかりか不採算地域のみ参入事業者にとって不公正になることが想定されます。

これは新規・既存事業者(電力系通信事業者やケーブルテレビ事業者等)などの新規参入インセンティブを低下させ、業界活性化のための多様化を阻むことになりかねません。

よって、競争中立性を保つために「多様な事業者によるサービスの提供を前提とした制度転換」を行い、重ねて運用補てんは体力のある大手事業者との間の公正な競争を担保するためにも事業開始当初から行われることが適当と考えます。

また、技術中立性を保つためにもサービスの便益性を考慮した、FTTHに限らない多様なアクセス網が対象になることが必要と考えます。

以上